公　　告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和８年 10 月 30 日

四万十市長　山下　元一郎

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	経営管理権の存続期間	備考
九樹集 29	四万十市九樹字ヒシリ谷 1475-1	73-4-24	山林	1.09	2026 年 10 月 30 日から 2032 年３月 31 日まで	

２　縦覧場所　　四万十市農林水産課、四万十市公式ホームページ

３　本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。